

発 案 書

県議第十一号

医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書について

医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書を次のように発案する。

令和七年十月九日

提出者 岐阜県議会議員 恩田佳幸

平野祐也

伊藤正博

水野正敏

田中勝士

水野吉近

長屋光征

中川裕子

岐阜県議会議員 小原 尚 様

医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書

近年、少子高齢化の進行により、地域医療の重要性は一層高まっている。特に地方においては、医療機関の維持が地域住民の生活の質に直結しており、安心して医療サービスを受けられる体制の整備は喫緊の課題である。

しかしながら、医療機関は現在、かつてないほど厳しい経営環境に直面している。電気・ガスなどのエネルギー価格や医療材料費の高騰、働き方改革への対応、処遇改善による人件費の上昇など、経費は急激に増加している。二〇二四年度の診療報酬改定では、物価高騰への対応等を踏まえたプラス改定が行われたものの、現在の診療報酬体系では、急激な経営環境の変化に十分に対応しきれていないのは明らかである。

実際、全日本病院協会など六団体が調査した「二〇二四年度診療報酬改定後の病院経営状況」によれば、回答した約一八〇〇施設のうち六割以上が赤字となってお

り、医療提供体制の維持は極めて深刻な状況に陥っている。

医療機関が安全で良質な医療を持続的に提供するためには、医療機関の主要な収入源である診療報酬によって、必要な経費を適切に手当てする仕組みが不可欠であるが、診療報酬は公定価格であるがゆえに、経済成長や物価変動に柔軟に対応できず、医療従事者の処遇改善や医療の質の向上が阻まれている。

本年六月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五（骨太の方針二〇二五）」では、医療等の公定価格の引上げを省庁横断的に推進すると明記されており、国による医療機関の経営基盤強化に向けた対応が求められている。

よって、国においては、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 医療機関の経営強化を図るため、物価高騰や医療従事者の処遇改善に適時・適切に対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設など、緊急的な財政支援を行うこと。

二 診療報酬制度について、物価・賃金上昇に柔軟かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十月九日

岐阜県議会 議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣	厚生労働大臣	内閣官房長官
長	長	大臣	大臣	大臣	大臣	官

様